

家計急変による授業料免除申請書

名古屋大学総長 殿

2021年 月 日

学生番号									
申請者氏名									

私は、令和3年度名古屋大学授業料免除申請について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変していることの証明書類を提出し、家計急変後の所得状況に応じた選考を希望します。

この申請書は新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、授業料免除を申請する場合に必要な書類です。「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除(令和3年度前期分)について」、「名古屋大学2021年度授業料免除申請要領」及び「授業料免除申請書記入上の注意及び提出書類一覧」をよく読み、必要な書類を揃えた上でこの申請書を加えて申請してください。

①または②のいずれかの口に✓を入れ、それぞれに必要な書類を添付し揃ったら✓の上、提出してください。

① 家計急変事由が生じた家計支持者が、地方公共団体の新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた

国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の写し

(公的支援の内容は日本学生支援機構HPを参照すること)

* 公的支援の受給証明書を提出する者は、現在の収入状況がわかる書類の提出(②-1または②-2)の提出も必要となります

② 家計支持者の事由発生後の所得が前年(2020年)又は前々年(2019年)の所得と比較し2分の1以下になっていること

②-1(給与所得者の場合)

どちらか提出

直近3ヶ月分の給与がわかる給与明細の写し
(前期:令和3年1~3月・後期:令和3年6~8月)

【家計急変様式2】家計急変給与見込証明書
(勤務先にて作成すること)

2020年度(2019年分の所得証明)の所得証明書
(2021年度所得証明書(2020年分収入)は6月22日が提出締切日です)

②-2(給与所得者以外の場合)

減収率を証明する書類
(月次試算表・売上帳簿、休業・廃業を示す書類等)

【家計急変様式3】家計急変減収申立書

2020年度(2019年分の所得証明)の所得証明書
(2021年度所得証明書(2020年分収入)は全員必須提出であり、6月22日が提出締切日です)

[注意事項]

- この申請書と上記書類のみで授業料免除申請はできません。「申請要領」及び「記入上の注意及び提出書類一覧」をよく読み、必要な書類を揃え提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症による家計急変申請を行う場合、別紙1(1.申請区分)は前期分・後期分(春学期・秋学期)同時申請をすることはできません。
前期の場合は②前期(春学期)分のみ、後期の場合は③後期(秋学期)分のみを✓してください。
後期も授業料免除を申請する場合は改めて申請を行ってください。
- 新型コロナウイルス家計急変の申請条件を満たさなかった場合は、別紙1[2.申請身分]に✓のある身分(一般・独立生計者・私費外国人留学生)において通常の授業料免除申請として取り扱います。
また、申請区分は前期(春学期)分のみまたは後期(秋学期)分のみとして取り扱います。